

1 募集について

I 対象となる者

保護者が福島県内に住所を有し、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により被災し、下記のいずれかの事由により修学が困難となった高校生又は専修学校（高等課程）生

- (1) 警戒区域又は計画的避難区域内に居住していて避難した場合
- (2) 緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出た区域等に居住していて市町村の判断により避難した場合

II 貸与を受ける者の資格

奨学資金は、次に掲げる要件を具備している者に対して、申請に基づき貸与する。

- 一 品行が正しく、かつ、学術に優れていること。
- 二 次のアからウまでに掲げる者の区分に応じ、当該アからウまでに定める要件を具備していること。
 - ア 県内に所在する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）若しくは専修学校の高等課程（機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導、保育、経理その他これらに類する職業に必要な教授を目的とする修業年限二年以上の専修学校の高等課程で教育委員会が定めるものに限る。以下同じ。）に在学する者（略）その者が県内に引き続き六月以上住所を有していること。
 - イ 県外に所在する高等学校若しくは専修学校の高等課程に在学する者（略）その者が当該県外に所在する高等学校、専修学校の高等課程（略）に入学し、又は転学するまで県内に引き続き六月以上住所を有しており、かつ、その者の生計を主として維持する者又はこれに準ずると認められる者が県内に引き続き六月以上住所を有していること。
 - ウからエ（省略）
- 三 経済的理由により修学が困難であると認められること。
- 四 同種類の修学のための資金を他から受けていないこと。

福島県奨学資金貸与条例（抜粋）

1 申し込みできる者は、高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）又は専修学校の高等課程（福島県教育委員会が定める専修学校に限る。）の生徒に限ります。

※ 以下の者は原則として申し込みできませんので、注意願います。

- ・主たる生計支持者（保護者）が県内に6ヶ月以上住所を有していない者
- ・推薦基準外の者（→推薦基準P.5）
- ・他の貸与型奨学金を受けている者

※ 現在、福島県奨学資金を貸与されている者について

申し込みできますが、採用決定された場合、震災特例奨学資金の貸与を受ける期間は、先に貸与決定されている県奨学資金は休止となり、併せて貸与を受けることはできませんのでご注意ください。

2 専修学校の高等課程で県教育委員会が定めるものとは、次の条件をすべて満たす高等課程の学科のことです。

- (1) 職業に必要な技術の教授を目的とする学科。（工業、農業、医療、衛生、教育、社会福祉若しくは商業実務の分野に属する全学科又は服飾、家政、文化、教養の分野のうち、デザイン、写真、外国語、音楽若しくは美術に関する学科であること。）
- (2) 修業年限が2年以上の学科
- (3) 授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められている学科

III 奨学資金の月額

区 分	国・公立	私 立
自宅通学のとき	18,000円	30,000円
自宅外通学のとき	23,000円	35,000円

※ 保護者と同居の場合は自宅通学として扱います。

IV 貸与の始期及び期間

- 1 貸与の始期は、家計急変の事由が生じた月以降で申込者が希望する月とします。
※ 申込者が希望する月は、申請年度の範囲内（令和3年4月以降）とします。
- 2 貸与の期間は、上記貸与開始期から採用年度末（令和4年3月）までとします。
※令和4年度以降の本奨学金の実施については、未定となっております。

V 申請書類の提出

推薦に際しては、申請者から次に掲げる書類を提出させ、学校側で作成する「福島県奨学生推薦調書（第2号様式）」を添付の上、県教育委員会に令和3年7月30日（金）【必着】までに提出してください。

なお、提出にあたっては、記入例や注意事項等をよく読んだ上で、所要事項を正確に記入させ、内容を確認してください。令和2年度までの震災特例奨学生に係る提出書類については該当する学校宛の通知も併せてご確認ください。

[申請者が提出する書類]

(1) 福島県奨学生願書（第1号様式）

ア 記載にあたっては「記載例」及び願書裏面の「記載上の注意」をよく読み、読みやすい字で記入してください。

イ 本籍及び現住所は住民票謄本の記載どおりに、番地まで正確に記入してください。

ウ 申請者及び連帯保証人について、現在居住している住所が住民票上の住所と異なる場合は、願書の下余白に、現在居住している住所を記入してください。

例) 申請者 : 〒 ○○市○○町1番地の1 □□高等学校△△寮
連帯保証人 : 〒 ××市××町2番地5 仮設住宅101号

エ 家族の状況欄は、申込時の状態で次のとおり記入してください。

- ① 同居・別居を問わず、生計を一にする家族を記入してください。
- ② 次の場合は、同一の住居に居住していなくても、同一世帯員として記入してください。
 - ・ 主たる家計支持者が稼働又は勤務地の関係で別居しているとき。
 - ・ 就学又は病気療養等のため一時別居しているとき。
 - ・ 主として扶養している別居の祖父母。
 - ・ その他上記のいずれかと同様の状態にあるとき。
- ③ 別居独立している兄弟姉妹及び生計を一にしない別居の祖父母は記入不要です。
- ④ 失業中の場合は、失業前の職業による収入は算入せず、失業給付金受給中又は受給予定の場合は、受給（見込）額を収入とみなし、所得金額に算入してください。

オ 連帯保証人は、県内に住所を有する親権者等（父、母または未成年後見人）となります。

カ 保証人の欄は記入する必要はありません。

キ 記入誤りを訂正する場合は、二重線を引き、その上に押印してから余白に記入してください（修正ペン、修正テープは使用不可）。

(2) 震災特例採用申込にかかる被災状況等申立書

「記載例」をよく読み、あてはまる被災状況にチェックをつけてください。

(3) 被災状況を証する書類（被災状況に応じて、必要書類を添付してください。）

被災状況	必要書類（※いずれも写しで可）
ア 警戒区域又は計画的避難区域に居住していて避難した場合	被災証明書又は罹災証明書
イ 緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出た区域等に居住していて避難した場合	・被災証明書又は罹災証明書 ・特定避難勧奨地点に指定された地点に居住していて避難した場合は、その旨が確認できる書類

(4) 住民票謄本（本籍が記載されている世帯票）

- ※ 同一生計の方全員分です。別居している方も提出になります。
- ※ マイナンバー（個人番号）の記載のないものを提出してください。やむを得ず、マイナンバーが記載されたものを受理する場合、個人番号部分を復元できない程度マスキング（黒塗り）した上で提出してください。
- ※ 申請者本人が保護者と別居し、かつ、住民票と異なる住所に居住している場合は、必ず「居住証明書」を提出してください。任意様式で構いませんが、無い場合は巻末の様式をコピーし、居住先の管理者から証明を受けてください。
- ※ 提出された住民票で罹災・被災証明書の住所が確認できない場合は、生徒本人の戸籍附票を添付ください。

(5) 所得証明書

市区町村発行の令和3年度の所得証明書

- ※ 源泉徴収票は不可。
- ※ マイナンバー（個人番号）の記載のないものを提出してください。やむを得ず、マイナンバーが記載されたものを受理する場合、個人番号部分を復元できない程度マスキング（黒塗り）した上で提出してください。
- ※ 家計支持者を特定するため、同一生計内で就学者以外の全員分を添付してください。無職や年金受給者の場合であっても必要です。
- ※ 市区町村によって発行時期が異なりますので、提出期限に間に合わない場合は、願書等を先に提出し、後日別送して下さい。
- ※ 令和2年の中途又は、令和3年中に新たに就職、転職等により収入に変動がある場合は、勤務先が発行した入社月から12か月分の「給与等支払（見込）証明書」を提出してください。（参考様式、巻末にあり）
- ※ 令和2年度に学生であった者については、福島県奨学生願書の収入金額欄に「令和3年3月〇〇学校卒業」と記入してください。
- ※ 別居で別生計かつ住民票を移していない（住民票謄本に記載されている）兄弟（姉妹）については、所得証明書の提出は不要ですが、別生計を証明する書類として「居住証明書」（巻末にひな形あり）の提出が必要です。その場合、世帯の人数には入れません。

(6) 口座振替による支払申出書

- ※ 通帳の銀行名、支店名または支店番号、口座番号、カナ名義が確認できる部分をA4用紙にコピーして必ず添付してください
- ※ 氏名、住所等は、住民票謄本の記載どおりに、番地まで正確に記入してください。
- ※ 奨学生本人名義の口座を記入してください
（保護者名義の口座、本人名義でも貯蓄口座は、使用不可です）。

VI 選考及び奨学生の決定

- 1 選考にあたっては、提出された願書及びその他の書類を審査して、採否を決定します。
- 2 奨学生の決定は、在学する学校を經由し、本人に通知します。
- 3 決定後、誓約書を提出してください。(決定時送付)

VII 奨学資金の振込

採用者の奨学資金は、「口座振替による支払申出書」で届けられた本人名義の口座に、前期分(令和3年4月～令和3年9月分)を令和3年9月末に、後期分(令和3年10月～令和4年3月分)を令和4年1月末に振り込みます。振込日は、採用決定通知時にお知らせします。

参考 奨学資金の返還猶予と免除 (→P.10)

- ・東日本大震災特例採用により貸与した奨学資金については、卒業後の年収が300万円以下の場合、願出により最大5年まで返還を猶予することができます。
- ・5年経過後も年収が300万円以下の場合、願出により返還義務が全額免除されます。